「建築物清掃技術基準」の新旧対照表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁 | 第４版第３刷 | 第４版第４刷 |
| ｐ11下から7行目 | また、厚生労働大臣登録団体として、 | また、各都道府県ビルメンテナンス協会は、厚生労働大臣登録団体として、 |
| ｐ14下から2行目 | ノロウイルス、新興感染症など、 | ノロウイルス、SARS、COVID-19など、 |
| ｐ44表3・4 | （注）室内濃度指針値 | （注）室内濃度指針値（平成31年1月17日） |
| ｐ44表3・4 | キシレン　870μg/㎥　(0.20ppm) | キシレン　200μg/㎥　(0.05ppm) |
| ｐ44表3・4 | フタル酸ジ-n-ブチル　220μg/㎥　(0.02ppm) | フタル酸ジ-n-ブチル　17μg/㎥　(1.5ppb) |
| ｐ44表3・4 | フタル酸ジ-2-エチルヘキシル　120μg/㎥　(7.6ppb) | フタル酸ジ-2-エチルヘキシル　100μg/㎥　(6.3ppb) |
| ｐ46１～4行目 | また、持続的…示されている。 | ｐ45の下に移動 |
| ｐ465行目 | 清掃は、平成18年に特定調達品目に加えられ、判断の基準は表3・5のとおりである。 | 清掃は平成18年に、タイルカーペット洗浄は平成30年に特定調達品目に加えられ、判断の基準は表3・5及び表3・6のとおりである。 |
| ｐ467行目 | 平成29年2月改定 | 令和2年2月改定 |
| ｐ46表3・5 | ②洗面所の手洗い・・・使用されていること。 | ②洗面所の手洗い・・・使用されていること。ただし、植物油脂が原料として使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。 |
| ｐ46表3・5 | ③洗剤の原料に・・・使用されていること。 | 削除 |
| ｐ46表3・5 | 【配慮事項】④、⑤、⑥、⑦、⑧ | 各番号が一つずつ繰り上がる。③、④、⑤、⑥、⑦ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ｐ47 |  | 表3・6を追加 |
|  | 表3・6　グリーン購入法・特定調達品目（タイルカーペット洗浄）の判断基準（抜粋）

|  |  |
| --- | --- |
| タイルカーペット洗浄 | 【判断の基準】①洗浄に使用する機器の消費電力量が0.22kWｈ/㎡以下であること。②洗浄に使用する水量が40L/㎡以下であること。③洗浄に使用する洗剤等は、清掃に係る判断の基準（「清掃」参照。）を満たすこと。④洗浄完了後のタイルカーペットを水洗いした回収水の透視度が5ポイント以上であること。【配慮事項】①洗浄に用いる洗剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。②洗剤の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。③洗浄に使用する洗剤等については、指定化学物質を含まないものが使用されていること。④洗浄に当たって使用する電気等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。 |

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「タイルカーペット洗浄」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事務所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。　　　２　判断の基準④透視度はJIS K 0120による。　　　３　配慮事項③の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の対象となる物質をいう。 |
| ｐ47 | ３）自主点検の実施者 | ｐ48に移動 |